

◎新潟県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、令和2年8月17日に次のとおり施設の所在地を変更登録した。

令和2年8月28日

新潟県教育委員会教育長 稲 荷 善 之

| | |
|------------|---|
| 設置者の名称及び住所 | 十日町市 |
| 施設の名称 | 十日町市博物館 |
| 施設の所在地 | 十日町市西本町一丁目448番地9 【変更前】 十日町市寅甲382番地1 |
| 登録番号 | 新潟県第13号 |
| 博物館の変更年月日 | 令和2年6月1日 |